

序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

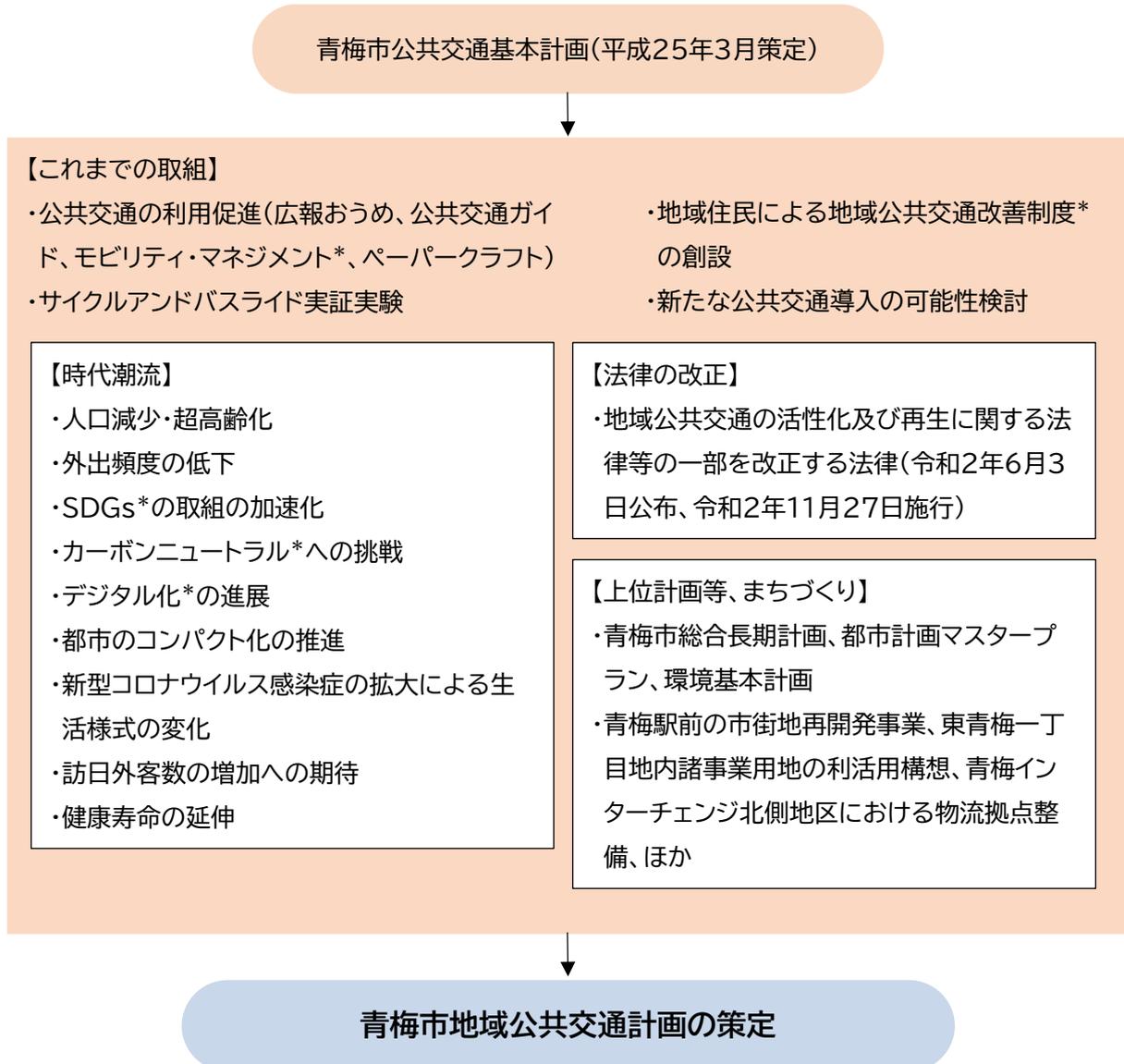
青梅市（以下「本市」という。）では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項にもとづき、平成23年8月に青梅市公共交通協議会*を設置し、公共交通を取り巻く課題の改善に向けて検討を行うとともに、平成25年3月に「青梅市公共交通基本計画」を策定し、多様な関係者と課題を共有し、連携・協働しながら本計画に掲げた施策の実施に取り組んできました。

しかしながらこの間、時代潮流やライフスタイルの変化などに伴い、市内の公共交通を取り巻く環境は当時の想定より一層の変化をみせています。例えば当時、2020（令和2）年の将来人口を14.2万人としましたが、実際には13.3万人となり想定より1万人減少しました。通勤・通学、私事などにより移動する機会が多い生産年齢人口の減少により、移動の総数が少なくなり、公共交通利用の減少につながったと考えられます。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生活様式は大きく変化しており、公共交通を考える上で無視できない重要な環境要素となりました。

よって、「青梅市公共交通基本計画」によるこれまでの考え方では、地域公共交通網の確保・維持は困難であると判断するとともに、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための法等の一部改正に伴い、地域の多様な輸送資源を計画に位置づけることが可能となったことなどから、本市における公共交通のベストミックスの検討を進めることとしました。

このため、市内の公共交通に関する現状と課題を把握して基本的な方針と目標を示し、公共交通にかかる多様な主体が参加・連携して、持続可能な公共交通の実現を目指すための、新たな「青梅市地域公共交通計画」を策定します。

図 1 青梅市地域公共交通計画策定の経緯

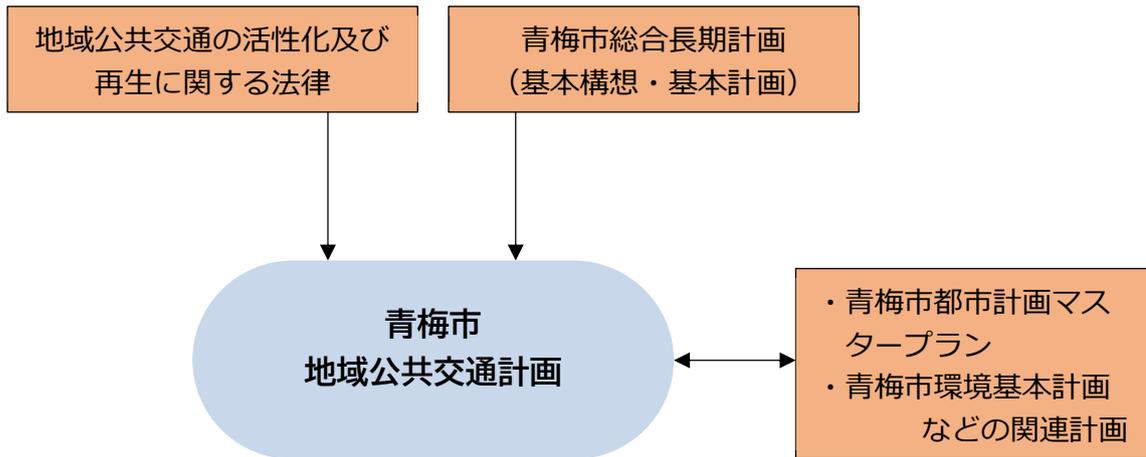


2 計画の位置づけ

本計画は、法にもとづく「地域公共交通計画」として策定し、市内の公共交通にかかるマスタープランとして運用していきます。

また、青梅市総合長期計画に即すとともに、青梅市都市計画マスタープランや青梅市環境基本計画などの関連計画と整合させます。

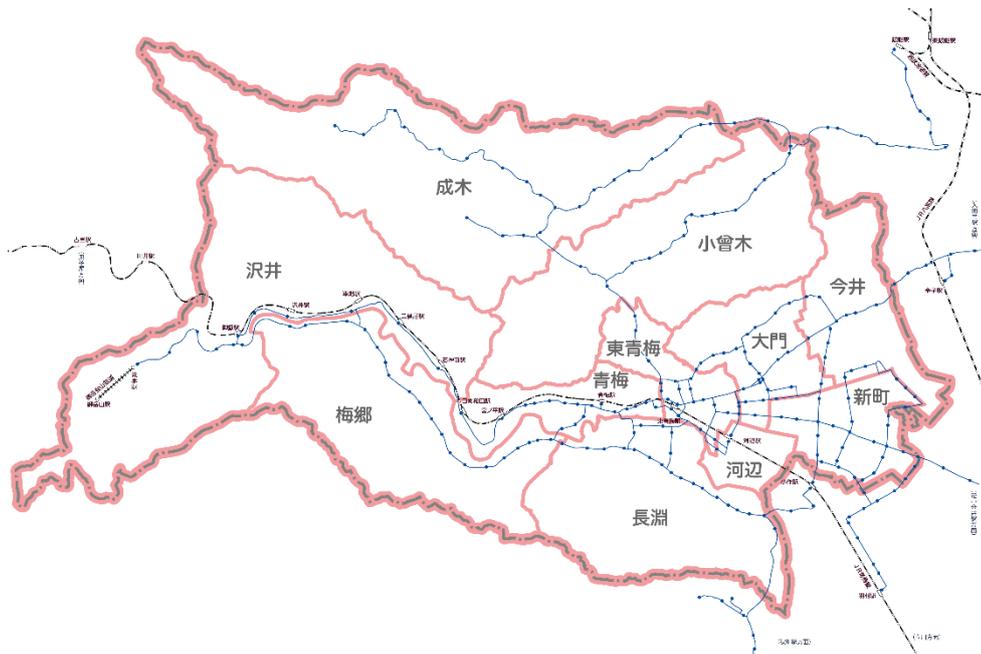
図 2 青梅市地域公共交通計画の位置づけ



3 計画の区域

市内全域を対象区域とします。

図 3 対象区域図



4 計画期間

第7次青梅市総合長期計画は10年間を計画期間とし、5年間を目途に見直しを行うこととしています。

よって、本計画もこれに即して、全体の計画期間を令和5年度から令和14年度までの10年間とし、うち令和5年度から令和9年度までの5年間を前期、令和10年度から令和14年度までの5年間を後期として、5年間を目途に見直しを行うこととします。

図 4 計画期間

(年度)									
令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
令和5(2023)年度～令和14(2032)年度									
令和5(2023)年度～令和9(2027)年度 【前期】					令和10(2028)年度～令和14(2032)年度 【後期】				

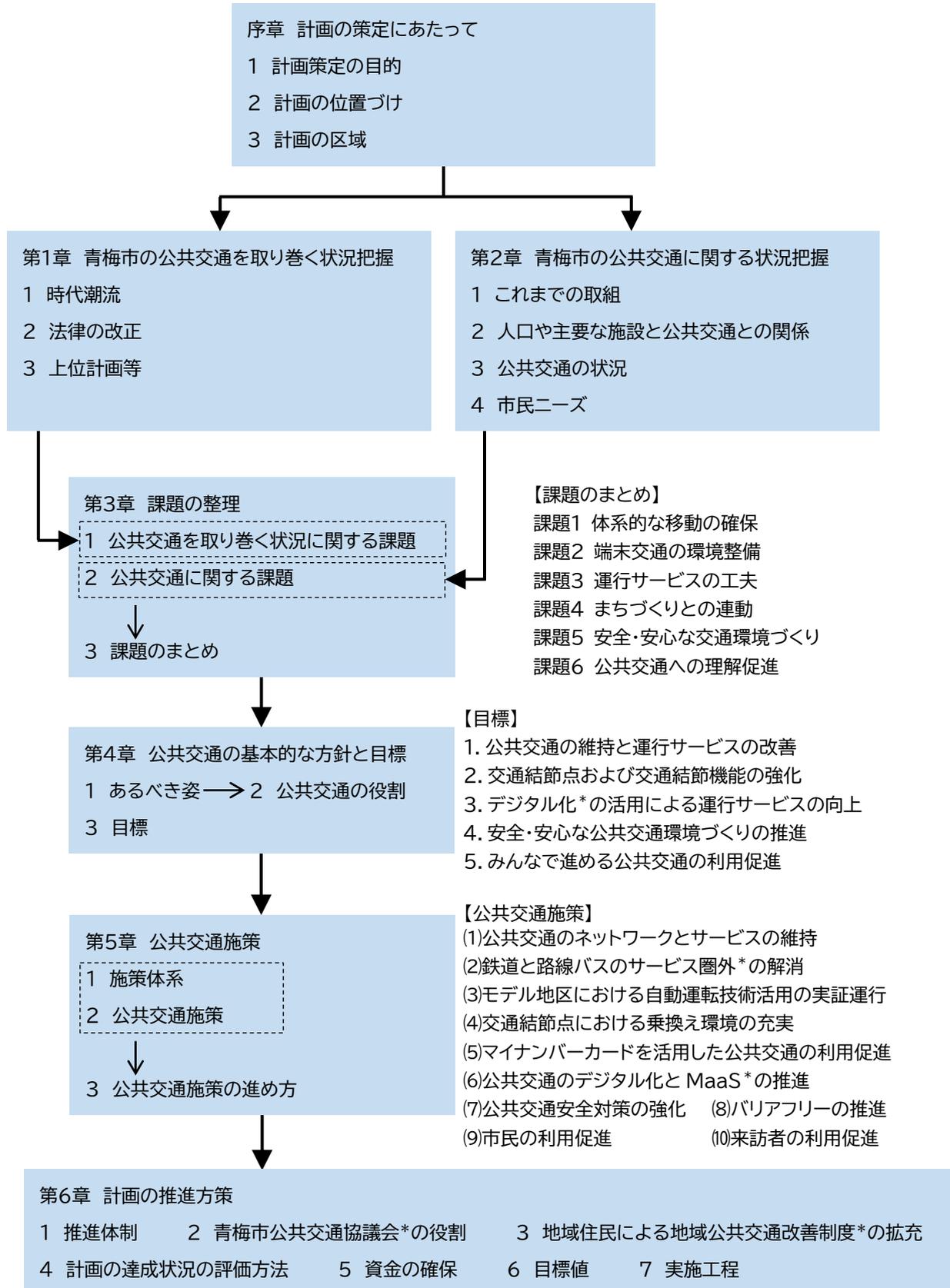
なお、後期計画では、時代潮流や青梅市の公共交通に関する状況などについて時点修正を行った上で、少なくとも以下の点について見直しを行います。

- ・あるべき姿と公共交通の役割
- ・目標
- ・公共交通施策
- ・目標値

5 本書の構成

本書の構成は、下図に示すとおりです。

図 5 本書の構成



序章
計画の策定にあたって

第1章
青梅市の公共交通を取り巻く状況把握

第2章
青梅市の公共交通に関する状況把握

第3章
課題の整理

第4章
公共交通の基本的な方針と目標

第5章
公共交通施策

第6章
計画の推進方策